



# 埼玉県報

第 3009 号  
平成 30 年(2018 年)  
6 月 8 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 埼玉県コバトン健康マイレージシステム運營業務委託に関する契約の相手方等の公示（健康長寿課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 元荒川上流土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（農業用排水事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務に関する契約の相手方等の公示（小児医療センター）
- がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示（がんセンター）

# 告 示

## 埼玉県告示第六百六十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

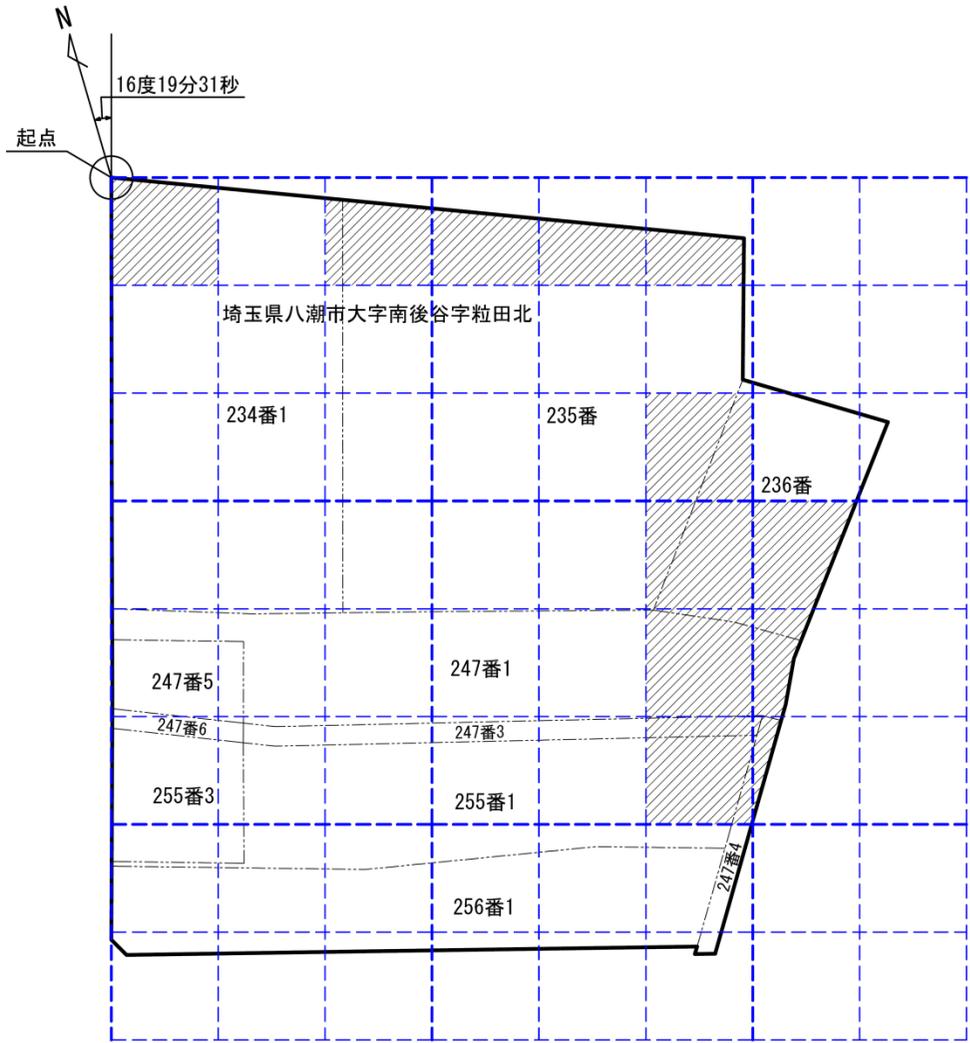
平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 要措置区域

- 別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北二百三十四番一の一部、二百三十五番の一部、二百三十六番の一部、二百四十七番一の一部、二百四十七番三の一部、二百四十七番四の一部及び二百五十五番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 三 講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定

別図



【凡 例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- 要措置区域に指定する区域

【起 点】

起点は、埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北234番1の最北端とする。

【格子の回転角度 16度19分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年六月八日

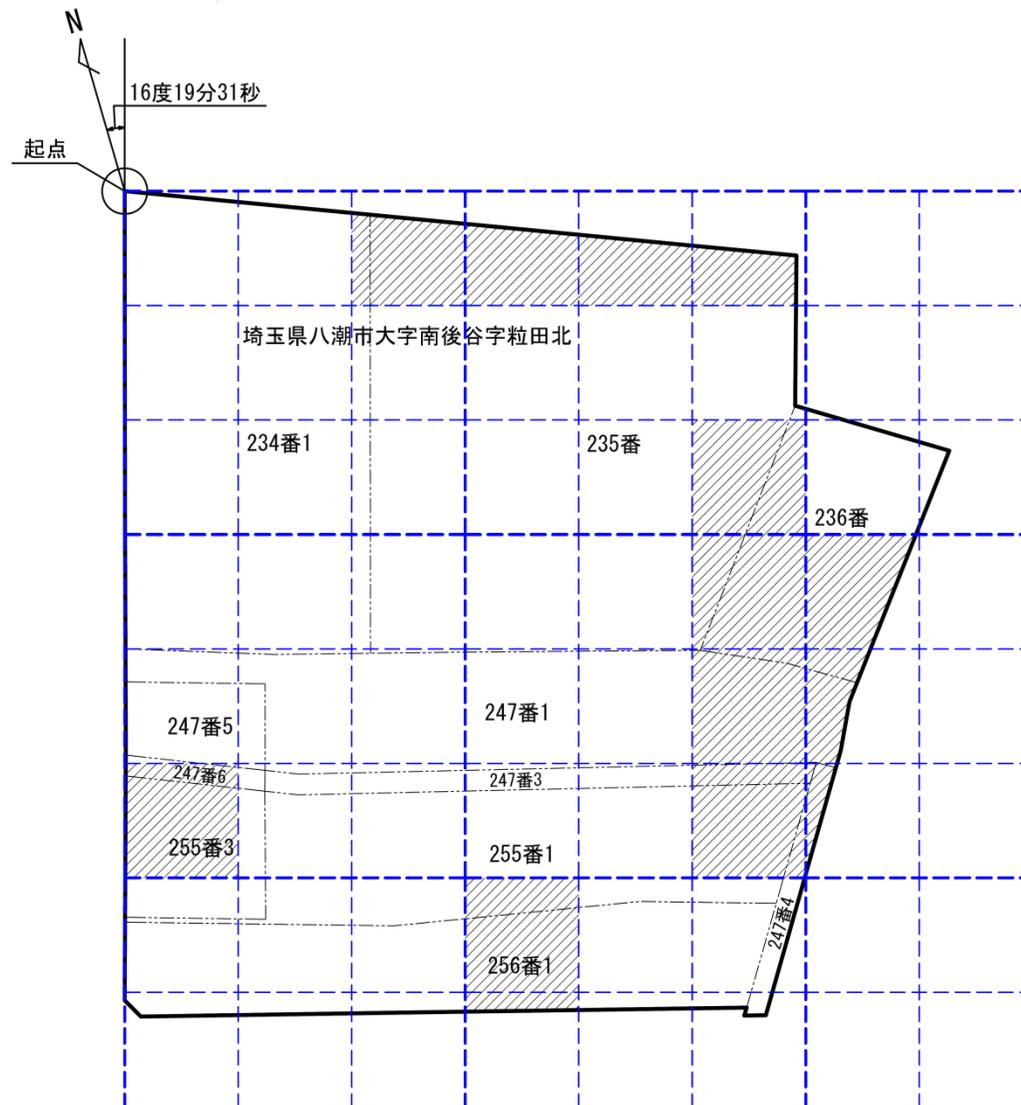
埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北二百三十四番一の一部、二百三十五番の一部、二百三十六番の一部、二百四十七番一の一部、二百四十七番三の一部、二百四十七番四の一部、二百四十七番五の一部、二百四十七番六の一部、二百五十五番一の一部、二百五十五番三の一部及び二百五十六番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- - - - - 単位区画
- - - - - 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域に指定する区域

【起 点】

起点は、埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北234番1の最北端とする。

【格子の回転角度 16度19分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 告 示

## 埼玉県告示第六百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県コバトン健康マイレージシステム運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社N T T ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
- 5 契約金額  
162,156,997円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第六百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 二万四百六十七平方メートル

（変更後） 二万二千六百九十七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一一九三台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一〇二三台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一三二台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一三八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 五四二平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 五五五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 一〇五・三五立法メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一〇七・三五立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 株式会社ベイシア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

株式会社ジェイアイエヌ 午前十時から午後八時

（変更後） 株式会社ベイシア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時  
株式会社ジェイアイエヌ 午前十時から午後八時  
MXモバイルリング株式会社 午前十時から午後八時

ハ 変更年月日

平成三十一年一月十八日

ニ 届出年月日

平成三十年五月十七日

二 縦覧期間

平成三十年六月八日から平成三十年十月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年六月八日から平成三十年十月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ妻沼店

埼玉県熊谷市妻沼東二丁目一番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

現在、午前六時から店内東側入口を利用して、トラックから荷さばきをしているようなので、決められた荷さばき施設及び時間帯を遵守してください。

#### 二 縦覧期間

平成三十年六月八日から平成三十年七月八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

理事	田 中 暄 二	埼玉県久喜市久喜東一丁目十三番十七号
----	---------	--------------------

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、元荒川上流土地改良区からの土地改良事業新谷田地区（農業用排水事業）計画の変更認可申請を平成三十年五月二十五日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成三十年六月十一日から

平成三十年七月九日まで

#### 二 縦覧場所

鴻巣市役所

北本市役所

桶川市役所

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十年六月五日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社日誠建設

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県上尾市緑丘二丁目八番十八号日誠ビル一F

ハ 代表者の氏名

清水 誠

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十九）第六一四三八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち民間工事に係るもの

ロ 停止を命ずる期間

平成三十年六月十九日から六月二十一日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社日誠建設は、特定商取引に関する法律違反で埼玉県から訪問販売の営業停止処分を受けた。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十一号

測量計画機関である飯能市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

飯能市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

飯能市大字双柳地内

### 四 作業期間

平成三十年六月一日から平成三十一年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点）

### 三 作業地域

さいたま市岩槻区府内一丁目地内外

### 四 作業期間

平成三十年五月二十九日から平成三十年七月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十三号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成三十年五月十八日から平成三十一年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十四号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

宮代町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

宮代町全域

### 四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年三月二十九日まで

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>行田市大字持田字油免二三二六 番地先から 羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五二 六番一地先まで</p>	<p>羽生市中央二丁目一五三番一 地 先まで</p>	<p>行田市大字上池守字畑通七三八 番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・四八ノ 六六・四九</p>	<p>六・〇〇ノ 三五・二〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六六五八・四四</p>	<p>一〇七七〇・一五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年六月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字石井字稻荷前二千八百五番一の一、二千八百五番二の一、二千八百五番四の一、二千八百五番四の先、大字石井字南谷頭二千八百九十七番一の一、二千八百九十七番三の一及び二千八百九十七番一の先</p> <p>埼玉県坂戸市大字石井字北谷頭二千八百七十四番四十四の一、二千八百七十四番六十七の一、二千八百七十五番四の一、二千八百七十五番十の一及び二千八百七十五番十一</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十七・九三</p> <p>十五・五〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>四・〇</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月八日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

	第四号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	平成三十年 五月十五日	指定の年月日
<p>埼玉県飯能市大字岩沢八百二十七―二の一部 八百五十七―三の一部 八百五十七―二 八百五十七―一の一部 八百二十三―三の一部 八百二十三―四 八百二十三―六の一部 八百二十三―五の一部 八百二十一―三の一部 八百二十一―四の一部 八百二十一―八 八百五十七―二の先 八百五十七―三の先 八百五十七―一の先 八百二十一―六の先 八百二十三―四の先 八百二十三―三の先 八百二十六―一の先 八百二十七―二の先</p>	<p>埼玉県飯能市大字岩沢八百五十五―三の一部 八百五十五―四の一部 八百五十八―一の一部 八百五十八―二の一部 八百五十六の一部 八百二十一―一の一部 八百二十一―七の一部 八百二十一―三の一部 八百二十一―七の一部 八百五十八―二の先 八百二十一―一の先</p>	指定に係る道路の位置
八十五・〇	六十五・四	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
十一・〇	六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
	七十七・六	四・〇





百八十一、八百八十六、二の先、八百八十六、二の  
先、八百八十六、四の先、八百八十七の先

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年六月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字丑町二百九十三番一の一部及び二百九十三番一の先</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二十二番四の一部、千六百二十二番一の一部、千六百二十二番三の一部、千六百二十三番二の一部、千六百二十三番一の一部、千六百二十三番一の先、千六百二十四番の一部、千六百二十四番の先、千六百七十番一の一部及び千六百七十番一の先</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十四番三の一部、千六百二十七番の一部、千六百二十六番の一部、千六百二十二番一の一部、</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三九・七二</p> <p>八十七・〇〇</p> <p>百二・一七</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

<p>千六百二十二番一の先、千六百二十二番四の 一部、千六百二十二番四の先、千六百二十二 番二の一部、千六百二十二番二の先、千六百 二十番の一部、千六百二十番の先、千六百二 十一番一の一部、千六百二十一番一の先、千 六百二十一番三の一部、千六百二十一番三の 先、千六百九十一番三の一部、千六百九十一 番三の先、千六百九十一番四の一部、千六百 九十一番二の一部及び千六百九十番一の一部</p>	<p>二十四・八六</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百十番の 一部、千六百十番の先、千六百三十番の一部 及び千六百三十番の先、</p>	<p>二十八・二四</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十二 番の一部、千五百八十二番の先、千五百八十 一番一の一部、千五百八十一番一の先、千五 百八十一番五の一部及び千五百八十一番五の 先</p>	<p>五十八・六〇</p>	<p>六・〇</p>	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十四</p>

<p>番一の一部、千五百七十八番一の一部、千五百七十八番三の一部、千五百八十三番の一部及び千五百八十二番の一部</p>			
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百七十八番五の一部、千五百七十八番三の一部、千五百八十一番一の一部及び千五百八十二番の一部</p>	六十二・七〇	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百六十四番の一部、二千百六十九番の一部及び二千百七十番の一部</p>	二十七・三三	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百六十五番の一部及び二千百六十九番の一部</p>	二十五・九六	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百六十九番の一部及び二千百七十番の一部</p>	三十二・〇六	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百七番二の一部、千六百十二番の一部、千六百七番一</p>	三十四・〇〇	六・〇	

の一部、千六百十番の一部、千六百十番の先、 千六百十一番の一部及び千六百十一番の先

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年六月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一番一の一部、百十一番一の先、百十四番一の先及び百十四番二の先</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十七番五、百九番十六の一部、百九番十七の一部、百十六番一の一部、百十七番二の一部、百十七番四の一部、百十七番六の一部、百十七番七の一部、百十七番十二の一部、百十六番一の先及び百一七番二の先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十二・一七</p> <p>五十五・六五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・五</p> <p>六・〇</p>

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市  
中央区新都心1番地2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
192,527,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第  
1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
医療情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター事務局業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 780 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 30 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社関東甲信越支社  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10 番 17 号
- 5 契約金額  
168,773,760 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当